

持続可能性に係る国内制度における様式集

合法木材の確認や、伐採後の更新(造林)の担保にあたっては、森林法等に基づき作成・提出される各種資料が、重要な根拠資料となる。

下記に、合法性の確認において、実務上、活用されることの多い代表的な書類の例を示す。また、それらのうち更新や再造林の担保の確認に活用できる主なものについて、具体的な様式例を紹介する。

表 1 国産材の証明として活用できる情報の具体例

民有林	普通林と保安林共通	①	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 4 条における <u>認定事業計画</u>
		②	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における <u>特定間伐等促進計画</u> 、 <u>認定特定増殖事業計画</u> 、 <u>認定特定植栽事業計画</u>
		③	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における <u>認定増進活動実施計画</u> 又は <u>認定連携増進活動実施計画</u>
		④	森林経営管理法第 43 条における <u>命令書</u> または <u>公告</u>
		⑤	森林法第 49 条における <u>立入調査の許可書</u>
		⑥	森林法第 188 条における <u>農林水産大臣</u> または <u>首長の命令書</u>
		⑦	森林法第 11 条第 5 項における <u>森林経営計画認定書</u> 及び <u>森林経営計画書</u> (伐採に係る箇所のみ)
		⑧	都道府県等による <u>地域材証明制度</u> による木材に対する証明 (合法性を要件にしている制度に限る)
		⑨	<u>森林認証制度</u> による木材に対する証明 (大臣から指定を受けた者による制度に限る)
		⑩	木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける <u>団体認定による木材に対する証明</u> (大臣から指定を受けた者による認定に限る)
		⑪	<u>条例等に基づく伐採に関する許可書</u> や <u>届出書</u> 等
普通林	①	森林法第 10 条の 8 第 1 項における <u>伐採造林届出書</u>	
	②	森林法第 10 条の 8 第 1 項第 1 号における <u>法令等による許可証等</u>	
	③	市町村による <u>伐採造林届出書</u> に係る <u>適合通知書</u>	
	④	森林法第 10 条の 8 第 3 項における <u>緊急伐採後の事後届出書</u>	
	⑤	森林法第 10 条の 2 第 1 項における <u>林地開発許可書</u>	
	⑥	森林法第 10 条の 15 における <u>公益的機能維持増進協定</u>	
保安林	①	森林法第 34 条第 1 項における <u>保安林伐採許可書</u>	
	②	森林法第 34 条第 1 項第 1 号における <u>法令等による許可書等</u>	
	③	森林法第 34 条の 2 における <u>択伐</u> 及び同法第 34 条の 3 における <u>間伐</u> の <u>届出書</u>	
	④	森林法第 34 条第 9 項における <u>緊急伐採後の事後届出書</u>	
	⑤	森林法第 39 条の 4 第 1 項における <u>特定保安林の伐採に関する地域森林計画</u>	
	⑥	森林法施行規則第 60 条 第 1 項第 5 号～第 9 号における <u>届出書</u>	
国有林	①	<u>材産物の売買契約書</u> 、 <u>請書</u> 等	
	②	<u>産物販売委託契約書</u>	
	③	<u>立木補償に関する契約書</u> 、 <u>請書</u> 等	
	④	<u>樹木採取権実施契約書</u>	

注 1: 書類は該当箇所の写しのみでよい。

注 2: 公有林についても、国有林の①から③に相当するものを活用することが可能である。

出典 1: クリーンウッド法に関する情報: Q & A、手引き、パンフレット: 林野庁: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/brochure.html>

出典 2: 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の改正について(PDF): 林野庁: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/brochure/pdf/brochure-r7-01.pdf> より引用した。

1. 伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法 第10条の8)

森林の立木を伐採する際に、市町村長に提出が義務付けられている書類であり、伐採の実施主体、伐採箇所、伐採方法、伐採後の造林計画等が記載されている。

合法性確認においては、「適法な手続きに基づく伐採であること」、「伐採後の更新(造林)が計画されていること」を確認するための基礎的な書類として位置づけられる。

伐採及び伐採後の造林の届出書	
伐採する森林のある市町村毎に提出します。	〇年〇月〇日
〇〇市町村長 殿	
<ul style="list-style-type: none"> ・伐採者と造林者が異なる場合には連名で作成して下さい。 ・同一の場合は、1名の記載で構いません ・共有林等で届出者が多数になる場合には、別紙等で添付して下さい。 	伐採する者 住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 届出人氏名 〇〇 〇〇 押印不要
	造林する者 住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 届出人氏名 〇〇 〇〇 押印不要
次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。 本伐採は届出者である〇〇 〇〇が所有する立木を伐採するものです。	
	伐採する立木の所有者を記載して下さい。
1 森林の所在場所	伐採を行う一団の森林毎に提出します。(取扱いに迷う場合は市町村に予めご相談下さい。)
〇〇市〇〇町字〇〇 地番1234-1、1234-2	
2 伐採及び伐採後の造林の計画	複数の地番にまたがる場合は、全ての地番を記載して下さい。(欄に記入しきれない場合は別紙等で添付して下さい。)
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり	
3 備考	
※森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別を記載して下さい。 ※適合(確認)通知書(P.10参照)の発行希望の有無を記載します。	

出典 1: 伐採および伐採後の造林の届出等の制度: 林野庁: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>

出典 2: 伐採造林届出書作成の手引き(概要版): <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-21.pdf>

図 1 伐採及び伐採後の造林の届出書(記入例)

2. 伐採計画書・造林計画書

伐採及び伐採後の造林の内容を、より具体的に整理した計画書であり、伐採面積、伐採方法、造林樹種、造林方法(人工造林・天然更新等)等が記載されている。

更新の担保や、再造林の確保を確認する観点からは、計画内容が現実的かつ具体的に整理されているかが重要となる。

伐採計画書

・小数点第2位(第3位を四捨五入)まで記載
・市町村森林整備計画に定める面積(20ha等)を超えている場合には適切な保護樹帯の設置が必要

伐採する者
住所 ○○市○○町○-○-○
氏名 ○○ ○○

内訳を記載

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先	作業を外部委託する場合は、委託先を記載して下さい。 ポイント参照		
伐採樹種	すぎ、ひのき、まつ(あかまつ、くろまつ)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他針葉樹、ふな、くぬぎ、その他広葉樹に区分して記載して下さい。		
伐採齢	都道府県が保有する森林簿等を参考に伐採する立木の林齢を記載して下さい。(複数の伐採齢がある場合には、もっとも多いものを記載し、最大と最小を○~○として記載下さい。)		
伐採の期間	○○年○月○日~○○年○月○日 ※1年を超える場合には年次毎に記載します。		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m・延長	m

2 備考

幅員3mを超え、かつ幅員×延長が10,000m(1ha)を超える場合には、林地開発許可が必要となります。

造林計画書

伐採計画の伐採方法が「間伐」の場合は、造林計画の作成は不要です。

造林する者
住所 ○○市○○町○-○-○
氏名 ○○ ○○

小教第2位まで記載します。
伐採計画の主伐面積に一致するよう計画します。

1 造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	ha
人工造林による面積(A+B)	ha
植栽による面積(A)	ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林(植栽・人工播種)						
天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において適確な更新がなされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

※伐採後5年以内に森林以外に転用する場合にはその用途及び時期を記載して下さい(5年後以降に転用を計画している場合には、造林の計画が必要となります。)

2 備考

出典 1:伐採および伐採後の造林の届出等の制度:林野庁:<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>

出典 2:伐採造林届出書作成の手引き(概要版):<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-21.pdf>

図 2 伐採計画書・造林計画書(記入例)

3. 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

提出された伐採及び伐採後の造林の届出書の内容が、市町村森林整備計画に適合している場合、その旨を証する適合通知書の発行を受けることができる。

この通知書は、伐採および更新計画が制度上確認されていることを第三者的に示す資料として、説明責任の観点からも有効である。

なお、伐採後に森林以外に転用する場合には、更新が行われなため、適合通知書ではなく、伐採造林届出書が提出されていることを証する通知書(確認通知書)の発行を受けることができ、木材の合法性の確認に活用できる。

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書		(例)
〇〇 〇〇 殿		〇年〇月〇日
		〇〇市町村長
<p>年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。</p>		
記		
提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要		
森林の所在場所:〇〇市(町村)大字〇〇字〇〇地番		
伐 採 面 積:	5.00ha	
伐 採 方 法:	主伐(皆伐)・択伐・間伐	伐採率(%)
伐 採 の 期 間:	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
伐 採 樹 種:	すぎ	
伐 採 樹 齢:	60	
集 材 方 法:	集材路、架線、その他()	
造 林 の 方 法:	人工造林(植栽・人工播種)	
	天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)	
	樹種:すぎ、本数:15,000本	
造 林 の 面 積:	5.00ha	
造 林 の 期 間:	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
鳥 獣 害 対 策:	なし	

出典 1:伐採および伐採後の造林の届出等の制度:林野庁:<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>

出典 2:伐採造林届出書作成の手引き(概要版):<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-21.pdf>

図 3 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(記入例)

4. 伐採に係る森林の状況報告書 / 伐採後の造林に係る森林の状況報告書

伐採の実施状況や、造林の実施状況について報告するための書類であり、計画どおりに作業が行われたかを確認するための情報が記載されている。

更新の担保に関しては、「計画があること」だけでなく、「実施されたこと」を示す補完資料として活用される。

伐採した森林のある市町村毎に提出します。伐採に係る森林の状況報告書 ○年○月○日
 ○○市町村長 殿 伐採者が作成して下さい。

住所 ○○市○○町○-○-○
 報告者 ○○ ○○ 押印不要

令和○年○月○日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次
 のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

複数の地番にまたがる場合は、全ての地番を記載して下さい。
 (欄に記入しきれない場合は別紙等で添付して下さい。)

1 森林の所在場所
 ○○市○○町字○○ 地番1234-1、1234-2

2 伐採の実施状況 面積は、小数点第2位まで記載して下さい。

伐採面積	2.00ha (うち人工林 2.00ha、天然林 ha)		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100%
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先	伐採作業を委託した場合は、名称を記載して下さい。		
伐採樹種	すぎ、ひのき、まつ(あかまつ、くろまつ)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ、その他の広葉樹に区分して記載して下さい。		
伐採齢	複数の林齢の場合は、最も多いものを記載し、最大・最小を(○~○)として記載下さい。		
伐採の期間	令和○年○月○日~令和○年○月○日		
集材方法	集材車・架線・その他()		
集材路の幅員・延長	幅員 3m ・ 延長500m		

3 備考
 ※転用の場合はその用途及び時期を記載して下さい。
 ※相統等により届出書と異なる者が提出する場合、その事情を記載して下さい。

造林した森林のある市町村毎に提出します。伐採後の造林に係る森林の状況報告書 ○年○月○日
 ○○市町村長 殿 造林者が作成して下さい。

住所 ○○市○○町○-○-○
 報告者 ○○ ○○ 押印不要

令和○年○月○日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次
 のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告し
 ます。

複数の地番にまたがる場合は、全ての地番を記載して下さい。
 (欄に記入しきれない場合は、別紙等で添付して下さい。)

1 森林の所在場所
 ○○市○○町字○○ 地番1234-1、1234-2

2 伐採の実施状況 下記の記載要領に沿って記載して下さい。

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和○年○月○日~令和○年○月○日	すぎ	2.00ha	5,000本	○林業	保護柵の設置
天然更新	-	-	-	-	-	-	-

3 備考
 ※相統等により届出書と異なる者が提出する場合、その事情を記載して下さい。

出典 1: 伐採および伐採後の造林の届出等の制度: 林野庁: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>

出典 2: 伐採造林届出書作成の手引き(概要版): <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-21.pdf>

図 4 伐採に係る森林の状況報告書 / 伐採後の造林に係る森林の状況報告書(記入例)

5. 森林経営計画の認定書

一体的なまとまりのある森林について、長期的な経営方針や施業計画が整理された森林経営計画が、市町村等により認定されたことを示す書類である。

認定書には、伐採箇所や造林計画等の具体的な内容が記載されていないことから、これらの内容を確認することはできない。このため、根拠書類としては、森林経営計画の認定書に加え、森林経営計画書のうち伐採計画及び造林計画に係る部分を併せて活用することが有効である。

これらを活用することで、「合法性確認」に加え、「計画的な森林経営」、「更新や森林の質の維持・向上への取組」が行われていることを示す資料として、調達側・利用側における評価や説明に活用される場合がある。

付録2 森林経営計画の認定の請求をした者に対する認定書の様式

森林経営計画認定書

認定番号 _____ 年 月 日

殿

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）氏名

年 月 日に認定請求のあった森林経営計画については、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第 号 に掲げる場合に該当し、（森林法（昭和26年法律第249号）第19条第1項の規定に基づき、）これを適当であると認定する。

なお、本計画には、森林の経営に関する長期の方針として、森林の生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載されていることを確認した。

（注）1. 認定番号は認定年度における通し番号とし、当該年度を附して、24-1のように記載する。
 2. 市町村長が認定権者となる場合は、本文の「（森林法（昭和26年法律第249号）第19条第1項の規定に基づき、）」を削除する。
 3. 変更後の認定番号について、当該森林経営計画の変更回数と、変更年度を（注）1の認定番号の次に（変1-25）のように記載する。
 4. 変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と記載するとともに、本文の「認定請求」の前に「変更」を追記する。
 5. なお書きについては、当該森林経営計画の「1 森林の経営に関する長期の方針」として別紙様式「森林の生物多様性を高めるための取組」が添付され、必要な情報が記載されていることを確認した場合に記載する。

図5 森林経営計画認定書(記載項目)

6. 保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書

本様式は、保安林(保安施設地区)内において、森林法施行規則に定める一定の立木の伐採を行う場合に、都道府県知事へ事前に届け出るための様式である。

保安林の指定目的を踏まえつつ、伐採の目的、方法、面積、期間、植栽の時期等について整理し、行政による把握を可能とすることを目的としており、記載内容は森林法及び森林法施行規則に基づいて定められている。

本ガイドンスにおいては、保安林内で行われる伐採のうち、許可を要しない範囲であっても届出が求められる手続きの位置付けを理解し、関係者間で必要な情報を共有するための参考資料として活用することを想定している。実際の届出に当たっては、所管する都道府県の指導に基づき対応することが必要である。

保安林(保安施設地区)の指定目的	
森 林 の 所 在 場 所	都道 市 町 大字 字 地番 府県 郡 村
伐 採 の 目 的	
伐採を開始する日及び伐採を終了する日	
伐 採 面 積	
伐採の方法(皆伐、択伐、間伐の別)並びに伐採する立木の樹種及び年齢	
備 考	

注意事項

- 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 備考欄には、規則第60条第1項第6号、第8号及び第9号の規定による届出に係る立木の伐採をしようとする場合にあっては、次の事項を記載すること。
 - 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - 伐採跡地について行う植栽の時期
- 規則第60条第1項第7号の規定による届出を行う場合、森林法第11条第5項の認定に係る森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。
 - 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載すること。
 - 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。

図 7 保安林(保安施設地区)内立木伐採届出書

7. 保安林内立木伐採許可決定通知書

本様式は、保安林(保安施設地区)内における立木の伐採について、申請内容を審査した結果、都道府県知事が許可することを決定した場合に、その内容及び条件を通知するための様式である。

保安林の指定目的を踏まえ、伐採の方法、面積、期間、植栽の時期等に加え、伐採に当たって遵守すべき条件を明示することを目的としており、記載内容は森林法及び森林法施行令・施行規則に基づいて定められている。

本ガイダンスにおいては、保安林内での立木伐採が許可された後に確認すべき事項や、許可条件の位置付けを理解するための参考資料として活用することを想定している。実際の伐採に当たっては、本通知書に記載された許可条件を遵守するとともに、所管する都道府県の指導に基づき対応することが必要である。

14 令第4条の2第5項の伐採許可決定通知書の様式

様式19 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可決定通知書

年 月 日

殿

都道府県知事

次の森林の立木の伐採について、許可することを決定したから、森林法施行令第4条の2第5項の規定により通知する。

保安林(保安施設地区)の指定の目的					伐採の方法別	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積又は伐採立木材積	備考
市郡	町村	大字	字	地番				
							ha(m ³)	

許可の条件

1 伐採の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、やむを得ない事由によりこの期間に伐採を終了できないときは、60日を超えない範囲内で期間の延長を申請することができる。

注意事項

1 伐採の方法別欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。

2 申請の一部について許可しない場合には、その理由を記載し、かつ、当該許可しない箇所を特定する必要がある場合には、備考欄に当該箇所を明示すること。

3 許可の条件のうち伐採の期間は、原則として申請のとおりとするが、その終期は、伐採を開始する日の属する伐採年度の3月31日をこえないこと。

4 許可の条件のうち伐採の期間以外のものは、内容を具体的に記載すること。

5 備考欄には、次の事項を記載すること。

(1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積。ただし、当該伐採による伐採跡地に残存し、次のいずれかに該当する残存木の占有面積については、的確な更新が認められる面積に相当することから、記載を要しない。

ア 標準伐期齢(当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢をいう。以下同じ。)以上の樹齢にある立木

イ 標準伐期齢未満の樹齢にある立木のうち、当該森林について指定施業要件として定められた樹種であって、植栽する満1年生以上の苗と同等以上の大きさであり、かつ、当該樹種の標準伐期齢に達する時点で植栽によるものと同等以上に成長することが期待できるもの

なお、この場合の「残存木の占有面積」については、原則として当該残存木の現に占有する面積とするが、当該残存木の現に占有する面積が当該樹種の平均占有面積(1ヘクタールを、指定施業要件として定められた当該樹種についての1ヘクタール当たりの植栽本数で除して得られる面積。以下同じ。)に満たない場合は、当該平均占有面積を当該残存木の占有面積とし、複数の残存木の占有する区域が重なっている場合には、その重複分を差し引いた占有面積とすること。

(2) 伐採跡地について行う植栽の時期

図 8 保安林内立木伐採許可決定通知書

8. 国有林野事業における売買契約書の例

本資料は、立木又は素材生産された木材の売買に当たり、取引条件を明確化するための売買契約書の記載例を示したものである。

売買の対象、数量、代金、支払方法、引渡し方法等の基本的事項に加え、伐採・搬出に係る条件や責任の所在を整理することで、取引当事者間の認識の齟齬を防ぐことを目的としている。

本ガイドンスにおいては、持続可能性に配慮した木材供給・利用の取組を進める上で、法令に基づく伐採手続や管理状況と、実際の商取引とを適切に接続するための参考例として本様式を位置付けている。実際の契約締結に当たっては、取引内容や地域の実情に応じて条項を調整するとともに、必要に応じて専門家の確認を受けることが望ましい。

契約番号 06-07-00006		製品販売		売 買 契 約 書				
売買物件の 所在場所	面積 (h a)			現金納付分	売買金額	円	納付期限	
売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数 (本)	延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
	素材	材積 (m ³)			延納利息	円		
内訳 別冊「物件明細書」の通り				納付 の 方 法	延納担保 金額	円	担保の種類	
					延納利率	年 %	貸付期限	
売買代金		売買代金	円	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		うち消費税抜代金	円		延納利息	円		
		消費税 (10 %)	円	延納担保 金額	円	担保の種類		
契約保証金		免除	円	延納利率	年 %	貸付期限		
売買代金の分取額	官取分	分 取 額	円	売買物件の 引渡方法	現地立会い省略	売買物件の 引渡期間 (期限)	代金納付の日又は延納担保 契約の日 (概算の場合の最終期限)	
	民取分	分 取 額	円	売買物件の 搬出期間 (期限)	引渡の日から起算して	日間	(期限)	
官行造林立木竹 分取造林立木竹 分取育林立木竹	分取権者	うち消費税抜代金	円	売買 (使用) 目的の指定		施設設置等 の指定		
				締約事項				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業産物売買契約約款によって売買契約を
 締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各目1通を保有する。
 令和 年 月 日
 売 渡 人 分取契約担当官 森林管理課長
 登録番号 T8000012060001
 買 受 人

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は
 概算売買代金である。
 * 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採された
 ものである。
 * 本物件は、全て間伐材等山元のバイオマスである。

図 9 国有林野事業における売買契約書の例